



## ●○ 郵送での税証明申請方法 ○●

下記の書類を送ってください。

### (1) 申請書（ホームページよりダウンロード可能）

用紙に下記の事項を記入してください。

- 記入事項
- ① 現住所と富士吉田市にいた時の住所
  - ② 氏名（変更があった方は、旧姓も）
  - ③ 生年月日
  - ④ 電話番号（連絡のつく番号をお願いします）
  - ⑤ ほしい証明・年度・通数
  - ⑥ 使用目的

### (2) 本人確認書類

申請者の現住所・氏名・生年月日が確認できる身分証明書（免許証・個人番号カード表面等）のコピー  
※免許証等住所の変更がある場合は両面のコピー・変更手続きが済んでいない場合は、保険証等のコピーも同封してください。

#### ◆ご注意いただきたいこと◆

- ・申請者が本人でない場合、委任状（本人の直筆）が必要です。
- ・相続人の方が証明書等を申請される場合は、相続が発生したと、相続人であることが確認できる書類（相続関係がわかる戸籍、法定相続情報一覧図等）が必要です。
- ・法人の場合（自社の税証明を申請する場合は、社印または代表者印の押印された申請書又は委任状が必要です。申請書の記載内容及び送付先が課税台帳と一致している場合は、申請者（法人の代表者又は職員）の本人確認書類は不要です。別住所への発送希望の場合は、申請者個人の本人確認書類が必要です。証明書等は、転送不要郵便にてお送りします。
- ・委任状に記載されている代理人が法人の場合には、担当者の社員証等その法人の職員であることがわかる証明書（名刺不可）及び個人の本人確認書類を添付してください。
- ・申請者が税理士、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士又は行政書士（以下「税理士等」という。）である場合には、税理士等の資格者証を同封してください。

### (3) 手数料

定額小為替にてお釣りのないようお願いします。（定額小為替は郵便局で購入できます）

※定額小為替の有効期限は発行日から6ヶ月ですが換金の都合上、  
発行日から5ヶ月を越えないものをお願いいたします。

料金は「税務証明手数料一覧」をご覧ください。定額小為替には何も記入しないでください。

### (4) 返信用封筒

郵便番号、住所、氏名を記入して、切手を貼ってください。

なお、申請部数が多い場合は、予備の切手を同封してください。

速達を希望される場合は、速達分の切手を貼り、封筒に赤字で「速達」と記入してください。

切手が不足する場合は、料金受取人払いで送付させていただきますので、ご了承ください。

※個人情報保護のため、原則として、返信先は申請者本人の現住所になります。

## ●○ 税証明手数料一覧 ○●

課税（所得）証明書	300円
納税証明書	300円
完納証明書（市税納付済証明書）	300円
評価証明書	土地3筆まで 300円（単有・共有別） 家屋3棟まで 300円（単有・共有別） <small>※3筆・3棟を超える場合は、1筆又は1棟につき50円が加算されます。 ※建物の構造、土地の利用形態によっては、複数の物件に分けて課税していることがあります。 その場合、それぞれを1筆・1棟と数えます。 ※ご不明な場合は、申請の前にお問い合わせください。</small>
公課証明書	
名寄帳	300円（1枚）

～ 送付・問合せ先 ～

〒403-8601  
山梨県富士吉田市下吉田6丁目1番1号  
富士吉田市役所 税務課証明 宛  
電話0555-22-1111 内線 123